

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.19
2011年7月6日発行

学習会のお知らせ

大震災で改めて考える生存権

8月28日(日) 13:30~
会場：埼玉教育会館2F
講師：猪股弁護士判
告：生生存権裁判
三郷生保裁判
震災被災者の話(予定)

詳しくは、ビラをご参照ください

裁判所の構成が変わり 8月31日の法廷へ

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、19回の口頭弁論裁判がおこなわれました。
6月22日の第19回の裁判は、次回の裁判の証人をどうするかを予定を決めるものでしたが、近々裁判所の構成が変わる(裁判官が変わる)ため、次回新しい裁判官が証人について判断するということとが申し渡され、次回の期日を8月31日と決めるに留まる裁判となりました。

三郷生活保護裁判 第19回口頭弁論

今回は、証人調べも一段落し、暑さのせいもあつたのか、傍聴者が少なく、29人全員が傍聴できました。
口頭弁論では、原告と被告から証人についての意見書が提出されたあと、近々裁判所の構成が変わる(裁判官が変わる)ため、次回新しい裁判官が証人について判断するという

ことが申し渡されました。
誰が変更になるのか、いつ異動なのかを原告側代理人が質問しましたが、3人全員異動するのではないという以外、詳しいことは明言されませんでした。
また、9月いっぱいには節電のために現在の101号法廷が使用できないため、302号法廷を使うことが報告されました。
法廷は、次回の期日を8月31日午前10時30分から決め、すぐに口頭弁論は終了してしまいました。

原告弁護団の 裁判報告

報告集会では、弁護

第二十回口頭弁論

日時：二〇一一年八月三十一日(水)

午前十時三十分~十二時

傍聴の抽選は、午前十時です。

裁判所本館前の抽選です。

場所：さいたま地方裁判所三〇二法廷

団から「今回は次回の予定を決めるはずだったのが、次回に『次回の予定を決める』ということが言い渡されるだけの日になってしまった」。もつと早く裁判官の異動について伝えることもできたはずで、非常識な対応だという怒りの声もありました。
なお、原告は実際に福祉行政の経験がある学者証人を強く要請しており、実現すれば聴き応えのある証人調べになること。既に意見書は提出しており、被告が学者証人は不要だという主張をしているので、この点に關しても傍聴の支援が必要であることが要請されました。